

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当
建築指導課 建築審査係

議案名

議案第3号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、非住宅における建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適合性判定」という。)等に係る手数料について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり申請等に係る非住宅の部分の手数料を改めるものです。

- 1 省エネ適合性判定を受けなければならない範囲が、現行の床面積 2,000 m²以上から 300 m²以上に拡大されることに合わせ、手数料の適用範囲を同様に拡大します。
- 2 省エネ適合性判定のうち建築物の用途が「工場・倉庫等」の手数料を減額します。
- 3 省エネ適合性判定と同一の手数料を適用する「消費性能向上計画の認定」「消費性能の認定」に係る手数料について、「300 m²以上 2,000 m²未満」の面積区分を2区分(「300 m²以上 1,000 m²未満」「1,000 m²以上 2,000 m²未満」)に分割して手数料を設定します。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、令和3年4月1日から施行されます。これにより、省エネ適合性判定の対象範囲が拡大されます。